

京都市地域包括支援センターの運営状況について

(京都市地域包括支援センター運営協議会資料)

1 地域包括支援センター運営協議会の設置趣旨について

地域包括支援センター（以下「センター」という。）の適切な運営、公正・中立性の確保その他センターの適正かつ円滑な運営を図るため、各市町村においては「地域包括支援センター運営協議会」を設置することとされている。

本市においては、行政区ごとに異なる課題に対応するため、全市的な課題の検討等を行う市運営協議会（京都市民長寿すこやかプラン推進協議会に位置付け）と、地域課題の検討や地域資源の開発等を行う区・支所運営協議会を設置している。（別紙1）

2 区・支所運営協議会の開催状況等について

区役所・支所単位で設置している運営協議会については、年間概ね3回の開催を予定しており、既に全区役所・支所において第1回目を開催している。

第1回目の運営協議会の内容は、主に、構成員等の紹介や運営協議会の設置趣旨説明、各センターが作成した「平成18年度事業計画書」の協議等であった。

3 地域包括支援センター事業計画書について

各センターが「平成18年度地域包括支援センター運営方針」（別紙2）に基づき作成し、区・支所運営協議会等による協議を経て、市運営協議会に提出されたものである。

設置初年度である今年度において、最重要課題の一つである**地域包括ケアの中核機関としての役割・機能の確立**については、広報誌等の配布や地域行事等への積極的な参加によりセンターの周知に努めるとともに、地域の意見を幅広く汲み上げ、関係機関との連携を強化することにより、地域課題やニーズを把握し、地域の特性や実情を踏まえた柔軟な事業運営を実施する。

地域課題やニーズの把握に不可欠である**地域におけるネットワークの構築・支援**については、民生児童委員や老人福祉員、学区社会福祉協議会等との連携により、地域の高齢者の生活実態や社会資源の把握に努め、また、居宅介護支援事業者連絡会やサービス事業者連絡会等への参画により、ケアマネジャーや事業者との連携を図る。

また、ネットワーク構築の取組の一環である**地域ケア会議の開催**については、関係機関との連携を強化する中で定期的な開催に向けての基盤をつくるとともに、会議において情報共有や共通理解を深めることで更なるネットワークの拡大を図り、また、関係者の資質向上を支援する。

権利擁護、虐待防止に関する支援体制の構築については、権利擁護等についての情報提供や啓発活動を行うとともに、センターが虐待相談の窓口であることを周知し、要援護者の早期発見や情報の速やかな伝達を図る。また、24時間体制（※）の受付により、機動的な支援を確保する。

介護予防事業の推進については、地域行事等に参加することにより介護予防の普及啓発を行うとともに、関係機関との連携により特定高齢者の早期把握・早期対応に努める。また、適切なアセスメントにより利用者の意欲を引き出すケアマネジメントを実施する。

※ 24時間体制の確保

全ての地域包括支援センターにおいて、緊急時に備え24時間体制を確保している。

- ・地域包括支援センター専用電話から職員の携帯電話への自動転送 約40%
- ・後方支援施設職員による対応（緊急時は職員の携帯電話へ連絡） 約60%

4 地域包括支援センター収支予算について

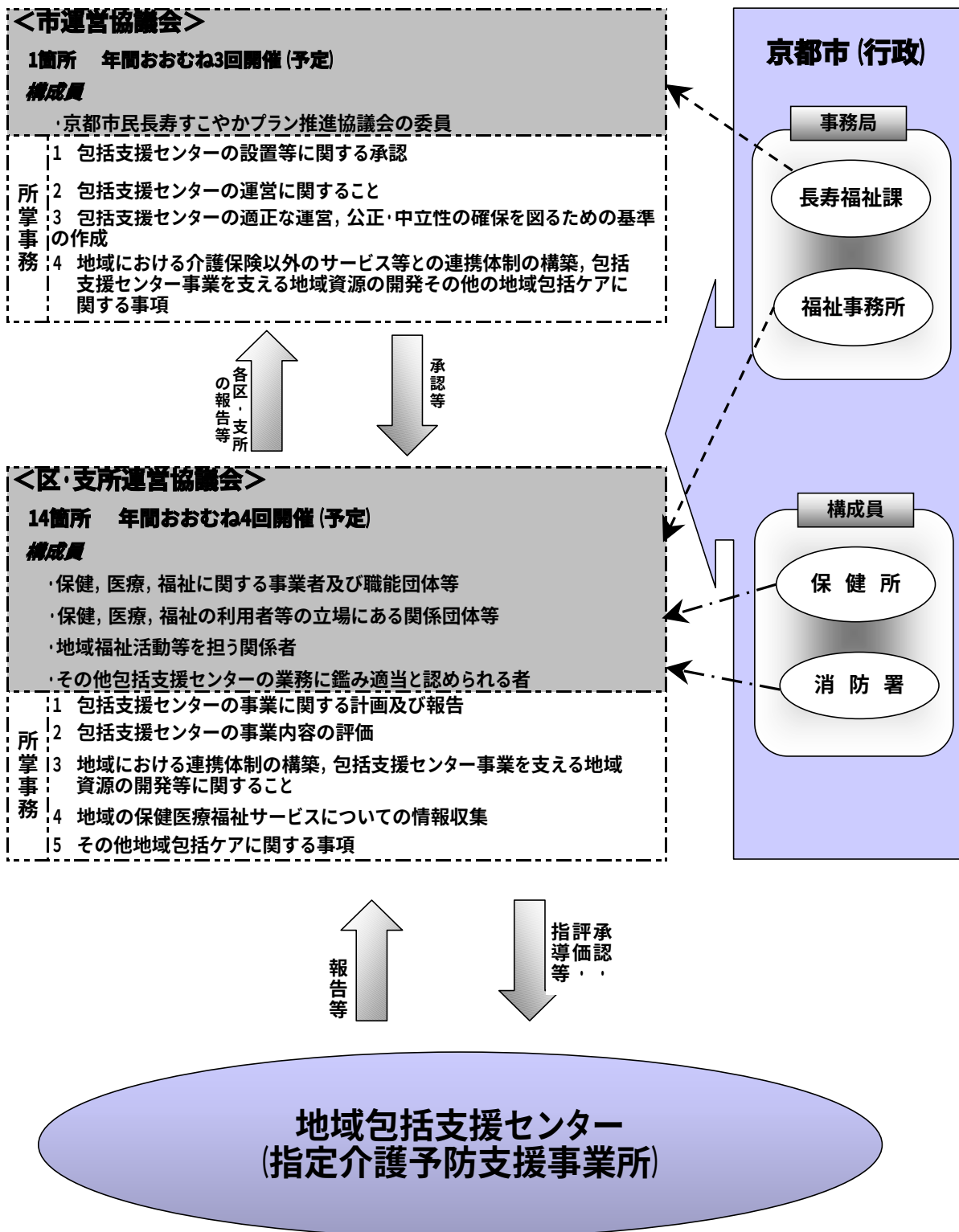
センターが適正な事業運営を行っているかどうかを確認する指標として、収支バランスも必要な項目となる。

全センターに共通していることとして、主な収入は本市からの委託料及び介護報酬であり、支出の約90%を人件費が占めている。

設置初年度であり利用件数等を見込むことが困難ななかでの予算作成となったことや、センター業務を円滑に執行できるよう構成されていることもあり、今期の経常収支が赤字見込であるセンターもあった。

また、人件費等、記載すべき項目はすべて記載されていたが、今年度については様式を統一しておらず、整合性を図るため、来年度以降、統一様式を検討していく。

地域包括支援センター運営協議会及び関係機関



地域包括支援センターの運営について

京都市保健福祉局
長寿社会部長寿福祉課

○ 地域包括支援センターの設置目的

- ▽ 高齢者が地域において、尊厳のあるその人らしい暮らしを続けるためには、心身ともに健康な状態を維持し、できる限り介護が必要な状態にならないための予防の取組や、介護が必要な状態になったとしても、その人の状態やその変化に応じた適切なサービスを、継続的・一体的に提供することにより、高齢者の自立した生活を支援することが必要である。
- ▽ これらの支援体制を確立するためには、高齢者に対する各般のサービスの提供や、地域の高齢者を取り巻く環境などへの総合的な対応（マネジメント）が必要であり、これらの対応を、専門的かつ公正・中立な立場で行う中核機関として、地域包括支援センター（以下「包括支援センター」という。）を設置する。

○ 地域包括支援センターの運営における基本事項

1 「公益性」の視点

包括支援センターは、介護保険制度をはじめとする市町村の介護・福祉行政の一翼を担う「公的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行うという認識が必要である。

特定の事業者等に不当に偏った活動であってはならず、包括支援センターの運営経費が、市民の介護保険料や国・地方公共団体の公費によってまかなわれていることを十分理解したうえでの活動が必要である。

2 「地域性」の視点

包括支援センターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であるため、担当区域（学区）の地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行うことが必要である。

このため、地域包括支援センター運営協議会や地域ケア会議をはじめとする様々な場や機会を通じて、地域のサービス利用者や事業者、関係団体、民生児童委員や老人福祉員等の意見を幅広く汲み上げ、包括支援センターの日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題の把握・解決に向けて積極的な活動を実施するものとする。

3 「協働性」の視点

包括支援センターにおける、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職員は、自らの担当業務について「縦割り」に陥ることなく、職員相互が常に情報を共有し、互いの理念・基本的な方針を理解したうえで、連携・協働の事務体制を構築し、包括支援センター業務全体を「チーム」として支えていくもの（チームアプローチ）とする。

○ 平成１８年度地域包括支援センター運営方針

１ 基本方針

(1) 地域包括ケアの中核機関としての役割・機能の確立

包括支援センターは、地域における総合相談窓口であり、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核機関である。包括支援センターの業務を適切に実施するため、その役割や機能を確立するための取組を行うとともに、地域において包括支援センターの役割等が十分に認知されることが必要不可欠であることから、積極的な広報活動を行う。

(2) 地域における様々なネットワークの構築・支援

高齢者に対する様々な支援を実施するに当たり重要となる、社会資源の開発・活用や地域課題の把握、要支援者の早期発見及び情報の共有化等を円滑に行うためには、地域における高齢者を取りまく様々な関係者間の連携、協働が特に重要であり、包括支援センターはそれらの連携、協働が効果的に機能するよう、ネットワークの構築やその支援を行う。

(3) 地域ケア会議の開催

(2)に掲げるネットワーク構築の取組の一環として、また、関係者の資質向上を図るため、地域ケア会議を定期的に開催する。

(4) 権利擁護、虐待防止に関する支援体制の構築

困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うために、専門的・継続的な視点からの支援を行うとともに、早期発見、発生予防を可能とするネットワークを構築する。

(5) 介護予防事業の推進

高齢者が自立した日常生活を継続できるよう、本人の状態に応じた介護予防ケアマネジメントを実施することにより、要支援・要介護状態になることを予防し、また、要介護状態となっても悪化の予防、改善を図る。また、介護予防を必要とする高齢者（特定高齢者）を多様な経路から把握するとともに、支援への速やかな移行を図る。

2 重要取組事項

(1) 地域包括ケアの中核機関としての役割・機能の確立

- ① 公正・中立性の高い事業運営の確保
- ② 地域の特性や実情を踏まえた柔軟な事業運営の実施
- ③ チームアプローチの確立
- ④ 専門職員会議や職員研修を通じた職員の資質向上
- ⑤ 地域における広報活動の実施

(2) 地域における様々なネットワークの構築・支援

- ① 地域のニーズに応じた各種ネットワークの構築・支援
- ② ケアマネジャーのネットワークの構築・支援
- ③ サービス事業者及び居宅介護支援事業者との連携体制の構築

(3) 地域ケア会議の開催

- ① 定期的な開催
- ② 各種ネットワークの構築に資する関係機関の連携
- ③ 関係者の資質向上の支援

(4) 権利擁護、虐待防止に関する支援体制の構築

- ① 早期発見・見守りネットワークの構築
- ② 虐待の相談・通報等の受付体制の構築

(5) 介護予防事業の推進

- ① 個別性や個性を重視した適切な介護予防ケアマネジメントの実施
- ② 多様な経路からの特定高齢者の早期把握・早期対応
- ③ 介護予防の普及・啓発

地域包括支援センター運営事業利用状況報告書 (平成18年4月～6月分)

			18年 4月分	18年 5月分	18年 6月分	累 計
利用件数等	内 訳	相談(延べ件数)	8,084 件	10,784 件	16,712 件	35,580 件
		うち夜間相談件数	320 件	157 件	227 件	704 件
		うち休日相談件数	335 件	499 件	673 件	1,507 件
		うち休日夜間相談件数	9 件	17 件	7 件	33 件
		相談(実人員)	2,513 人	3,000 人	4,238 人	9,751 人
		うち虐待相談(実人員)	17 人	22 人	53 人	92 人
		申請手続便宜供与	519 件	650 件	660 件	1,829 件
		運営協議会等参加	121 回	157 回	210 回	488 回
		運営協議会	0 回	12 回	36 回	48 回
		運営会議	55 回	60 回	67 回	182 回
		その他	66 回	84 回	107 回	257 回
		地域ケア会議等参加	98 回	141 回	204 回	443 回
		地域ケア会議	11 回	13 回	22 回	46 回
		専門職員会議	29 回	77 回	85 回	191 回
		その他	58 回	51 回	97 回	206 回
		相談協力員研修会・懇話会	61 回	85 回	67 回	213 回
相談種別	電 話	1 本人	843 件	1,214 件	1,672 件	3,729 件
		2 親族	736 件	1,019 件	1,506 件	3,261 件
		3 相談協力員	91 件	204 件	179 件	474 件
		4 行政関係機関	442 件	574 件	886 件	1,902 件
		5 その他	1,625 件	2,220 件	3,731 件	7,576 件
		小計	3,737 件	5,231 件	7,974 件	16,942 件
	来 所	1 本人	125 件	141 件	314 件	580 件
		2 親族	233 件	229 件	263 件	725 件
		3 相談協力員	29 件	36 件	45 件	110 件
		4 行政関係機関	34 件	47 件	70 件	151 件
		5 その他	344 件	390 件	655 件	1,389 件
		小計	765 件	843 件	1,347 件	2,955 件
	訪 問	1 要援護高齢者世帯	2,375 件	2,933 件	4,266 件	9,574 件
		2 相談協力員	33 件	90 件	134 件	257 件
		3 行政関係機関	244 件	270 件	511 件	1,025 件
		4 その他	287 件	381 件	689 件	1,357 件
		小計	2,939 件	3,674 件	5,600 件	12,213 件
	文 書	1 要援護高齢者世帯	84 件	90 件	216 件	390 件
		2 相談協力員	4 件	5 件	7 件	16 件
		3 行政関係機関	256 件	360 件	710 件	1,326 件
		4 その他	299 件	581 件	858 件	1,738 件
		小計	643 件	1,036 件	1,791 件	3,470 件
	合計(相談延べ件数)		8,084 件	10,784 件	16,712 件	35,580 件
相談内容	内 訳	1 介護相談・在宅療養	1,827 件	2,276 件	3,480 件	7,583 件
		うち認知症相談	217 件	243 件	266 件	726 件
		2 介護機器	396 件	626 件	983 件	2,005 件
		3 住宅改修	268 件	545 件	1,029 件	1,842 件
		4 心理的問題	248 件	380 件	540 件	1,168 件
		5 経済的問題	164 件	194 件	266 件	624 件
		6 権利擁護	153 件	213 件	427 件	793 件
		うち虐待相談	36 件	41 件	105 件	182 件
		7 その他生活問題	794 件	1,172 件	1,729 件	3,695 件
		8 介護予防関係	3,349 件	4,873 件	8,674 件	16,896 件
		9 介護保険制度関係	2,824 件	3,036 件	4,301 件	10,161 件
		10 介護保険外の福祉施策	533 件	700 件	917 件	2,150 件
		11 介護保険外の保健・医療施策	328 件	555 件	739 件	1,622 件
		12 その他	736 件	1,160 件	1,176 件	3,072 件
合計		11,620 件	15,730 件	24,261 件	51,611 件	